

JM Ocean Avenue Japan 出店規約（酒類販売を含む）

JM Ocean Avenue Japan 株式会社（以下「当社」という）は、当社が主催するインターネット上で運営するショッピングサイト（以下「サイト」という）に、商品等販売の委託を受けることについて、もしくは、酒類等販売の委託を受けることおよび出店に関し、当社と委託者との関係について、以下のとおり規約（以下「規約」という）を定めます。

また、出店希望者（委託者）は、商品販売を委託するに先立ち、もしくは、商品販売を行ない代金回収を委託するに先立ち、本規約ならびに当社が別途定める個人情報保護ポリシー（http://www.jmoaxhop.jp/show_privacy）を確認しているものとし、さらに、利用規約、本規約のすべての内容を承諾しているものとし、

第1条（定義）

- 第1項 本規約は、当社と委託者との権利義務関係を定めることを目的とし、本サービスにかかる一切の関係に適用します。
- 第2項 当社が運営する当サイトまたは海外提携サイトに商品の掲載を行なう判断は、すべて当社の判断で決定し商品の掲載いたします。
- 第3項 委託者が酒類を当サイトに出品した場合、その商品の販売元は委託者となるため、特定商取引に関する法律に規定する表記等厳守していただきます。
- 第4項 当サイトにおいて、前項で出品した商品の注文申込または購入申込があった場合の代金回収は当社が請け負うこととします。
- 第5項 本規約とは別に、個別の定め（以下「個別規約」という）がある場合には、個別規約の規定が本規約に優先するものとし、

第2条（申請手順）

- 第1項 申請手続きは、当社が指定する方法で申請を行なうものとし、
 - ①「出店申請書」の提出
 - ②出店提案商品見本の納品
 - すでに市場に出回っている商品は、そのパッケージのデータを当社に提出していただきます。
 - ③出店商品の掲載
 - 1) 出店希望者は、「出店申請書」及び「同意書」に、必要事項を記入（本申込）押印し、郵送するものとし、
 - 2) 郵送後、出店料の振込を行なっていただきます。
 - 3) 出店希望者には、出店マイページを作成するためのID番号、パスワードが付与されます。
 - 4) 出店希望者は希望者自身が商品作成専用ページで作成し、商品ページにて申請とするものとし、
 - 5) 当社は出店者が作成した商品ページ内容と提出された出店申請書を確認し、審査し、承認された時点で、販売ページに掲載されます。
 - 6) 商品ページの作成については、当社に有料で依頼することもできます。その場合の料金は別途料金表を参照してください。
 - 7) 出店を取りやめた場合、支払い済みの出店料は返金できません。
 - ④配送料等の記載
 - 1) 配送料については、関連諸法令により購入者に誤解を与えてはなりません。よって、これは地域、地方ごとに当社の配送パターンに則って金額を具体的に明記していただきます。
 - 2) 配送方法についての明記も同様に具体的に明記していただきます。
 - a) 出店希望者より直送する場合。
 - 常温、冷蔵、冷凍等も明記していただきます。

b) 当社倉庫より発送する場合。

この場合、冷蔵・冷凍（クール便）もしくは賞味期限や消費期限の短い商品・食品・生もの類は取り扱いできません。

第2項 当社は、提出された「出店申請書」もしくは商品ページを厳正に審査し、その結果、商品の出店掲載を受託する場合は、「出店申請書」を受託する旨を通知するものとします。

第3項 委託販売にて当サイトで販売するもので、当社は商品を買取り保証するものではないことに了承するものとします。また、当社が本委託販売を受諾する場合であっても、商品が確実に売却できることを当社が保証するものでもありません。さらに、海外の通販サイトの販売を約束するものでもありません。

第4項 販売価格およびBVポイントの算出と決定
申請者より提出された「出店申請書」の、販売価格（上代）と卸価格（下代）を基に、当社が商品のBVポイントを算出し決定いたします。
また、BVポイントについては一切の申立をすることはできません。
なお、BVポイントについての質問もお答えできません。

第5項 商品が以下のいずれかに該当する場合、商品の掲載をすることはできません。

- ①他のネットワークビジネスで扱っている商品等、会員組織販売に類する商品
- ②安定して供給ができない商品
- ③化粧品、健康補助食品等、関連諸法令（薬機法・景表法・あはき法）で規定された表示義務を満たしていないもの
- ④古物商、金融商品、薬機法等関連諸法令により販売が規制されている商品
特に、特商法第4章「特定継続的役務提供」に該当する50,000円を超えるもの
- ⑤その他、当社の運営する会員組織のビジョンに合わないと思われるもの
- ⑥第三者の権利を侵害しているまたは侵害していると疑われるもの
- ⑦法令により売買が禁止されているもしくは係争問題に発展する疑いのあるもの
 - 1) 取扱商品がチケット（役務の提供「サービス」）の場合、下記条件を満たす場合は掲載いたします。
 - ・購入者の権利を明記した書面を発送することに同意していただきます。
 - ・支払い方法は現金振り込みのみとなります。割賦販売（クレジットカード）による支払いはできません。

第6項 委託者および出店者が以下のいずれかに該当する場合、商品の掲載をすることはできません。

- ①連絡先が携帯電話、携帯電話のメールアドレスのみという方の出店申請は受け付けません。
- ②商品掲載後または出店後、何らかの事由で連絡先が携帯電話のみもしくは携帯電話のメールアドレスのみとなってしまった場合も①同様に商品の掲載はできません。
また、掲載中の商品がある場合は掲載が停止されることに同意していただきます。

第3条（商品見本の提出義務）

第1項 出店申請をする場合、当社に委託する商品（見本）を当社の指定する場所に送付する義務を負い、その場合の費用は、申請者もしくは委託者（以下、「委託者」という）が負担するものとします。

第2項 あらかじめ商品の見本は不要と当社が判断した場合はこの限りではありません。
また、当社は見本商品の提出を受けた場合、掲載されなかった時も含め、見本商品の返却は原則行ないません。

第4条 (販売価格の設定・変更)

- 第1項 本委託販売に係る商品の販売希望小売価格は、原則として申請者もしくは委託者が設定します。
当社は、委託者が提示した販売希望小売価格が市場価格として適正か否かを審査し、修正が必要な場合は、その旨依頼します。
- 第2項 掲載後販売価格が市場価格に適合しないと当社が判断した場合、委託者に販売価格の変更を提案し、両者協議のうえ販売価格を変更します。
- 第3項 掲載後、委託者の希望で販売価格・配送料等を変更する場合、書面にて当社に申請することとし、両者協議のうえ当社が承認した場合に限り、当社が定めた日より変更することとします。
- 第4項 販売価格・BV・商品画像・PR文章・配送料等の変更を行なう場合、所定の書面にて変更を申し出ることとし、その変更にかかる費用は別紙料金表参照してください。

第5条 (販売方法)

- 第1項 本契約は、当社が運営する当サイトで商品を掲載する方法で行ないます。
- 第2項 前項に定める販売方法に加え、当社は任意の方法で第三者（国内国外）に対し商品の販売を行うことができますものとします。
- 第3項 当社は、第4条に基づき決定した販売価格で販売し、適切に商品を販売するよう努めます。
- 第4項 当社は、委託販売商品をチラシやパンフレット等に掲載し、また宣伝行為に活用する場合があります。
- 第5項 当社は、出店商品が販売開始から一定期間売れなかった場合、委託者に対し販売価格の変更もしくは下代価格の変更によるBVポイントの変更または、出店商品の取下げを相談できるものとします。
- 第6項 前項を含め出店商品を取下げの場合、預かり在庫を全て委託者に返却します。
その場合の費用は委託者が負担するものとします。

第5条の2 (酒類の販売方法)

- 第1項 委託者は出店ページを閲覧した者から商品等の注文・問い合わせ等その他出店ページの利用があった場合には、その者との間で商品の代金回収以外の商品の配送その他販売に必要な手続きを直接行うものとします。
- 第2項 委託者は商品の代金回収を当社に委託するものとし、当社はこれを受諾し、当サイトの決済方法に従い商品代金を回収し業務を遂行します。
- 第3項 この取引の当事者は、委託者と商品申込者であり、商品代金回収以外の販売に伴う権利義務は、委託者と申込者の間で発生することを明確に表示することとする。
- 第4項 委託者は販売に関して、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法、薬機法その他関連諸法令を遵守する。
そのため、出店のページおよび納品書には酒類販売方法の確認事項（酒販免許管理税務署に提出する事項）を明記していただきます（後に例を記載します）。
- 第5項 委託者は商品申込者との間で、商品の不着、到着遅延、瑕疵、その他の紛争が生じた場合、またはサイトへの出店に関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて委託者の責任と委託者の費用において解決するものとする。
また、当社が商品申込者その他第三者に損害賠償等の支払いを余儀なくされた場合は、委託者はその全額を当社に支払うとともにその解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとする。

第6条 (委託販売期間)

- 第1項 委託販売期間は委託者と当社との間で、「出店申請書」を提出した日を含む月から12か月(翌年同月の末日)を期間とします。
- 第2項 「出店申請書」が当社に承認された場合、別紙の出店費用を委託者は当社の指定する銀行口座に振込により支払うものとし、このときの振込手数料は委託者の負担とします。

第7条 (委託販売期間の継続)

- 第1項 当社は、委託販売期間が終了する1ヶ月前までに、委託者に対して出店継続意思を確認するため、書面もしくはメールにより出店費用請求書の発行をもって連絡します。
- ①継続して出店する場合
出店費用を委託販売期間の終了日以前に、当社の指定する口座に振込により支払うものとし、
- ②出店を継続しない場合
委託販売期間の終了と同時に掲載を取下げます。
また、この場合にかかる費用は委託者負担にて委託者に返却いたします。

第8条 (当社配送センターへの納品方法)

- 第1項 当社の商品管理はバーコード管理を採用しております。商品一つひとつにバーコードの表記が必要です。印刷またはラベルシールでバーコード読み取りができる状態で納品して頂きます。
バーコード表記箇所は、商品個別単位、納品段ボール毎に表記が必要です。
- 第2項 バーコードは JAN コードまたは当社が出店を許可した商品に付与した商品個別単位の商品記号番号をバーコードにしたものを使用すること。
- 第3項 個別商品にバーコード表示が無いまたは読み取れない場合はバーコード表記が無いものとみなします。
- 第4項 当社にバーコードの作成及び添付を有料で依頼することができます。その場合の料金は別途料金表を参照してください。
- 第5項 当社配送センターに商品を納品する場合、事前連絡なしの納品は受け取れません。必ず、荷姿、個数、納品予定日時を事前に連絡し、商品・商品コード・納品数を明記した納品書を同封してください。
- 第6項 納品書の添付をしてください。納品書に商品名、商品記号番号、数量を明記していただきます。
- 第7項 納品日は土曜日、日曜日、祝日を除くよう手配をお願いします。
- 第8項 納品時の検品で、外箱等の汚れもしくは潰れ等があり、販売できない商品の存在が確認できた場合、当社は発覚後直ちに当店者に連絡を入れ、以下の依頼をします。
- ① 該当する資材の入庫を依頼する。
② 当該商品を返却し直ちに交換品の入庫を依頼する。
③ 当該商品を返却し直ちに赤伝の発行を依頼する。

第9条 (売買契約の成立)

- 第1項 当社が運営するサイトで商品購入者と当社との間で当該商品の売買契約が成立した時点と同時に、当社との販売契約が成立したものとします。(当社配送センターに商品入庫している場合)
- 第2項 出店者が購入者に商品を直送する場合、売買契約の成立は、出店者が当社より出荷依頼を受け商品を出荷後、当社に追跡番号を報告した時点で、当社との売買契約が成立したものとします。
- 第3項 本委託販売に係る商品に瑕疵がある場合には、委託者の故意・過失を問わず、委託者はそれにより当社が被った損害を全額賠償するものとします。

第10条 (販売報告)

- 第1項 当社は当サイトで委託者の出店商品を販売した場合、当社は当該取引のあった月の月末で締めて、当月の合計販売数量を翌月10日（休日の場合翌営業日）委託者にFAX送付もしくはメールにて販売報告を通知します。
また、この販売報告は出荷を基準（出荷基準）とさせていただきます。
- 第2項 委託者が販売報告を受けたら、当社に対し、速やかに請求書を発行し、当月20日必着にて、郵送で当社まで送付してください。

第11条 (代金の支払い)

- 第1項 請求書の金額は、最新の「出店申請書」に記載された下代金額で記入し、月単位で請求書を当社宛に発行していただきます。
- 第2項 当社が委託者に支払う商品代金
当月分の支払いは委託者からの請求書をもとに、内容に異が無い場合、当月末日までにその商品代金等を委託者の指定する銀行口座に振込により支払います。
このときの振込手数料は委託者の負担とします。
また、当社への請求書の到着が20日以降の場合は翌月末に上記記載通り支払うものとします。
- 第3項 当社から委託者への支払いの振込日が、金融機関の休業日だった場合、振込は休日明けの翌営業日とします。
- 第4項 「チケット（役務の提供）販売」の委託者への代金は、施術（役務提供）の根拠（使用されたチケットまたは、チケットの半券）の提出をもって販売実績としてカウントし、支払いが実行されることに同意していただきます。

第12条 (商品管理)

- 第1項 当社は、本委託販売に係る商品について善良なる管理者の注意をもって破損・滅失のないよう厳に管理するものとします。
- 第2項 当社の過失により、本委託販売に係る商品が破損・滅失した場合、下代価格にて委託者へ代金を支払います。
- 第3項 当社の過失以外（配送業者等）による商品の破損・滅失の保証について
- ①委託商品を当社指定場所の受入れ前の場合
当社は一切の責任を負いません。
 - ②委託商品を当社指定場所への受入れ後の場合
配送業者等の過失による破損・滅失については、委託者と当社の両者協議の上、配送業者と保証金額の交渉をするものとし、当社が金額を保証するものではありません。
- 第4項 倉庫管理料
倉庫管理料は倉庫占有スペースに基づき算出し、請求させていただきます。
倉庫管理料は当社が委託者に支払う商品代金がある場合は相殺できることとし、当社が支払う商品代金が無い場合、または倉庫管理料が支払う商品代金を上回る場合は、販売報告書に記載される倉庫管理料を当月20日までに当社指定の口座に支払うものとします。また、期日までに倉庫管理料が支払われなかった場合、当社は商品の掲載を停止できるものとします。

第13条 (禁止行為)

- 第1項 委託者は、当社に委託販売をするにあたり、当社は以下のいずれかに該当する行為を厳に禁止します。
- ①当社の運営する会員組織または会員の個人情報その他第三者の知的財産権、肖像権、著作権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為（かかる侵害を直接または間接に惹起する行為を含む）。

- 1) 出店ページに掲載する著作物および各データベースに登録する著作物については、委託者が制作した物は委託者が、当社が制作した物は当社がそれぞれ著作権を有する。
 - 2) 委託者は委託者以外の第三者が著作権を有する著作物を出店者ページに掲載するまたはデータベースに登録する場合、事前に当該第三者から次に掲げる事項について許諾を受けておく必要があります。
 - i 委託者が利用、改変すること。
 - ii 当社および当社のグループ会社が利用、改変すること。
 - iii 著作物の事前許諾を受けることなく利用し問題が発生した場合は、事前許諾を得る必要がある者が真摯に問題に対応し、問題が解決するまで掲載が停止されます。
 - iv この場合の経過報告義務は当然にして対応者に帰属します。
 - ② 購入者に対して、当社の許可なく当サイト以外の商品を販売、勧誘、他のネットワーク等の情報を提供する行為。
 - ③ 中古品、偽造品、盗難品、その他第三者の権利を侵害していると疑われるものの出店を申請すること。
 - ④ 当サイトまたは本委託販売もしくは本サービスの運営を妨害する恐れのある行為、誹謗中傷、風評の流布。
 - ⑤ その他、当社が不適切と判断する行為。
当サイトを利用しているお客様に対して、当サイトを介さずに直接商品の購入もしくは役務（サービス）の提供を薦める行為等。
出店者のマイページに外部リンクを添付することは禁止致します。
 - ⑥ 当社指定の倉庫に当社に事前の連絡なしに無断で商品を送り付ける行為。
 - ⑦ 委託販売商品を当社の指定場所に発送する場合
 - 1) 商品記号番号もしくは JAN コードを外箱および最小単位ごとに明示せずに送付し納品する行為。（事前に弊社にバーコード貼付依頼を受けている物を除く）
 - 2) 納品書を同梱せずに送付する行為。
 - 3) セット商品の場合は、セットごとに梱包せずに送付する行為。
 - ⑧ 当社の委託販売在庫の補充在庫依頼に対し、故意に対応しないまたは指定した日時までに在庫することができない等の行為。
 - ⑨ 当サイトにて、商品等販売の委託をするに際して、薬事法、特商法、景表法など、委託商品を管理監督する関連諸法令を遵守しない行為。
 - ⑩ 本規約と当社の主宰する会員組織とは全く別の契約行為であると理解しない行為
また、これを混同する行為。
 - ⑪ 販売委託（出店）規約同意書を提出しない行為。
 - ⑫ 中古品を販売する行為。
 - ⑬ 弊社配送センターに配送業者を介さず、直接出店者が手持ちで商品を持ち込む行為。
上記、禁止行為が確認できた場合、当社は委託者の承諾を得ること無く、当サイトの掲載を停止し取り下げることができるものとします。
- 第2項 商品の直送を選択した出店者が、出荷依頼に対して3営業日以内に商品の発送をしない、もしくは当社に追跡番号の報告をしない行為。
- 第3項 直送した商品が、何らかの理由で戻ってきた場合、再度お客様に連絡し受取日を確認して再出荷を行わない行為。
また、配送伝票の送り先名を指定のものとししない行為。
- 第4項 委託者は書面による当社の許可なく当社から提供された会員情報または個人情報を含め第17条第1項に該当する情報を手段を問わず漏洩すること。
- 第5項 連絡の取れない状態を禁止します。
委託者は当社からの連絡に対して迅速に対応していただく必要があります。
欠品、未出荷等お客様に対して不利益となる事象が発生した場合等、連絡が取れないと当社が判断した場合、商品の出店が解決するまでの間停止されることがありますので、常に連絡をとれる状態を確保しておいてください。

第14条 (委託商品販売の停止等)

第1項 当社は、以下のいずれかに該当する場合、委託者に事前に通知することなく、当サイトにおける本委託販売の全部または一部を停止または中断することができるものとし、本項に基づき本委託販売の全部または一部を停止または中断した場合でも、第7条第1項に定める委託販売期間は延長しないものとします。

- ①前条13条の禁止行為が判明した時、販売を即座に停止します。
- ②当サイトに係るコンピューターシステムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合一時的に販売を停止する場合があります。
- ③コンピューターもしくは通信回線等が事故により停止した場合
- ④火災、停電、天災地変などの不可抗力により、当サイトの運営ができなくなった場合
- ⑤出店者に出荷依頼をして、当社に連絡無く3営業日以内に商品の出荷ができない場合(追跡番号の報告が当社になかった場合)
- ⑥その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

第2項 委託販売の商品を原因として、当社が誹謗・中傷的になった場合、その問題を発生させた委託者の掲載は停止され、問題が解消されるまでは再開いたしません。

第3項 当社は、本条に基づき委託者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第15条 (出店取消及び解除)

第1項 当社は委託者が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通知または催告することなしに、当該委託者の商品販売の掲載を一時停止し、また、委託者としての取消もしくは委託販売申込を解除することができるものとします。

さらに、当社の判断により委託販売期間に関係なく、本契約を終了することができることに同意していただきます。

- ①第13条の禁止行為に該当する違反行為を確認した場合。
- ②故意、または手段の如何を問わず当サイトまたは本委託販売もしくは本サービスの運営を妨害した場合。
- ③支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれに準ずる手続等開始の申し立てが確認できた場合
- ④自ら振出しもしくは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合。
- ⑤仮差押、差押、仮処分、強制執行または競売の申し立てがあった場合。
- ⑥租税公課の滞納処分を受けた場合。
- ⑦死亡した場合または後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- ⑧その他、当社との信頼を失墜し本委託販売の継続が困難であると判断した場合。

第2項 本条に基づき、委託者に生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

第3項 委託者は、所定の方法で当社に通知することにより、出店を取り消すことができます。ただし、その時点で当社に本委託販売を委託している預入在庫が存在していても、当該商品の委託販売期間を委託者の意思で終了するものとし、支払い済みの出店料金の返還はないものとするに同意していただきます。

第16条 (紛争処理及び損害賠償)

第1項 本委託販売に係る商品もしくは商行為において盗品またはその疑いがある等、第三者から権利主張、異議申立、苦情、損害賠償請求等があった場合には、弁護士費用を含め当該商品に係る委託者の責任と費用でこれに対応し負担していただきます。

第2項 本委託販売に係る商品もしくは商行為において、納品遅延もしくは商品の瑕疵が原因で、ご購入者に対し商品の発送ができず、商品の交換もしくは返金等が必要になった場合これに要した費用は当該商品に係る委託者に全額負担していただきます。

第17条 (秘密保持)

- 第1項 本規約において「秘密情報」とは、委託販売契約、当サイトまたは本サービスに関連して、委託者が当社より書面、口頭もしくは記録媒体等により提供・開示されたまたは知り得た、当社の技術、購入者、営業、業務、財務、組織、会員、個人その他の事項に関する全ての情報を意味します。ただし、以下の場合は秘密情報から除外するものとします。
- ①当社から提供もしくは開示がなされた、または知得したときに、既に一般に公知となっていたまたは既に知得していたもの。
 - ②当社から提供もしくは開示または知得した後、自己の責めに帰し得ない事由により刊行物その他により公知となったもの。
 - ③提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したものの。
 - ④秘密情報によることなく単独で開発したものの。
 - ⑤当社から秘密保持の必要がない旨書面で確認されたものの。
- 第2項 委託者は、秘密情報を本委託販売の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに、第三者に当社の秘密情報の提供、開示または漏洩を行なわないものとします。ただし、裁判所または政府機関の命令、要求または要請があった場合を除きます。
- また、当該命令、要求または要請があった場合、委託者は速やかにその旨を当社に通知することを義務とし、必要な範囲のみ開示するものとします。
- 第3項 委託者は、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、当社に対して書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行なうものとします。
- 第4項 委託者は、当社から求められた場合には、いつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報ならびにこれを記載した書面、その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄する義務およびその証を提出する義務を負います。

第18条 (個人情報の取扱い)

- 第1項 当社による委託者の個人情報の取扱いについては、当社個人情報保護ポリシー (http://www.jmoashop.jp/show_privacy) の定めによるものとし、委託者はこの個人情報保護ポリシーに従って当社が委託者の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。
- 第2項 当社は、委託者が提供した情報、データ等を、個人を特定できない形式での統計的な情報として、当社の判断で利用および公開できるものとします。

第19条 (不可抗力)

天災地変、法令の制定改廃、業務委託先の業務停止その他の不可抗力または、これに準ずる当社の責めに帰し得ない事由によって本委託販売の履行が不可能となった場合、これにより委託者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとし、委託者はこれに同意していただきます。

第20条 (「同意書」の提出)

委託者には、本規約および第13条に記載の禁止行為を熟読し理解し「JM Ocean Avenue Japan 出店規約同意書」を提出していただきます。

第21条 (規約の変更)

当社は、委託者に対し何ら通知することなく法律の改正、社会情勢、その他の事情により本規約 (弊社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます) を変更できるものとし、変更、または追加した最新規約を有効なものとするに同意していただきます。

第 22 条 (裁判管轄)

委託者と当社との協議にもかかわらず、本委託販売に関する理解の相違により生じた紛争について、裁判により解決を図ることになった場合は、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意していただきます。

付則 本規約は 2018年 4月 1日より実施いたします。

改訂：2018年5月23日

改訂：2018年6月07日

改訂：2018年7月01日

料金表

Ver1.02

(価格は全て税抜き表示です)

① 出店料

- ・ 30 アイテムまで 年間 46,296 円
- ・ 30 アイテムを超える場合、1 アイテム 1,389 円を加算
- ・ 100 アイテムまで 年間 92,593 円
- ・ 100 アイテムを超える場合、1 アイテム 926 円を加算

② 倉庫管理料 (内訳)

スペース利用料	坪(1ヶ月)/	4,500 円	(1 m ² /1,400 円)
入荷作業料金(瑕疵検品)	1pcs/	5 円	
出庫作業料金	1pcs/	25 円	
出荷料金(梱包資材費)	個/	10 円	

③ バーコード設置料

当社配送センターに商品納品時には JAN コードまたは商品記号番号を外箱および化粧箱、最小単位の商品ごとにバーコード表示が義務付けられています。バーコードが無い場合、当社が有料にて賜ります。

JAN コードまたは商品記号番号バーコードシール代金
 バーコードシールの印刷とシールの貼付け 1 商品 1 個 @20 円
 バーコードシールのみの販売はしていません。

④ 出店ページ作成代行料

- ・ 商品写真、商品説明内容を提供して頂きます。 1 商品アイテム 5,000 円
 当社で商品販売ページを作成いたします。

⑤ 出店ページ掲載後の変更料

- ・ 価格、送料、掲載写真の変更 出店者自身で出店ページの変更する場合 無料
- ・ 当社に変更内容を依頼する場合

価格(BV)の変更		1,000 円
写真の変更	商品単位	1,000 円
商品説明の変更	商品単位	3,000 円

⑥ 出店用商品(出店)写真撮影料

- ・ 商品(出店)写真撮影 1 商品 (商品出店に 3 ポーズ) ￥3,000 円

⑦ チラシ作成同梱プラン 《広告》

初回デザイン料 : 50,000 円
 同梱料 : 1 件/60 円
 印刷料 : 1,000 部/15,000 円

⑧ 広告費一覧表

JM オーシャンアベニュージャパン 広告料金		イメージ
商品名	料金	
A ビックバナー	4週間 / ¥300,000	
※おすすめ商品	2週間 / ¥150,000	
B 広告中央バナー	4週間 / ¥150,000	
※ピックアップ商品	2週間 / ¥150,000	
C 左サイドバナー	4週間 / ¥50,000 ~ ¥200,000	
D 右サイドバナー	4週間 / ¥50,000 ~ ¥100,000	
商品 LP 制作	¥150,000	
商品動画制作	¥300,000	
商品チラシ制作	300部 / ¥150,000	
商品 SNS・ブログ紹介	¥100,000	

■酒販免許管理税務署に提出するマイページ表記事項

・酒類の販売方法等について以下の事項を満たしていること

- 1) 特定商取引に関する法律の消費者保護関係規定に準拠していること。
- 2) カタログ等（インターネット等によるものを含む）次の事項が表記されていること。

商品の販売価格	販売価格に商品の送料が含まれていない場合は、販売価格および商品の送料
商品代金の支払時期及び方法	支払時期は【前払い】 支払方法は【JMOceanAvenueJapan に回収を委託しています】
商品の引渡し時期	例：代金支払い後約7日間
商品引渡しについての特約に関する事項	（その特約が無い場合にはその旨）
販売業者の氏名	販売業者の氏名または名称、住所及び電話番号
法人の場合	インターネット等によるときは、販売業者の代表者または通信販売に関する業務の責任者の氏名
申込の有効期限があるときは、その期限	
商品代金、送料以外に購入者が負担すべき金銭があるときはその内容及び金額	
商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容	
商品の販売数量の制限その他の商品の販売条件があるときはその内容	
インターネット等による時は、販売業者の電子メールアドレス	

- 3) 商品の引渡しをする前に、商品代金の全部または一部を受領する場合は、申し込みを承諾する旨の通知をすることとしていること。
- 4) 20歳未満の飲酒防止に関する表示基準に基づき、納品書およびカタログ等（インターネット等によるものを含む）に次の事項が表示されていること。
 - イ、「20歳未満の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満に対しては酒類を販売しない」旨（カタログ等）
 - ロ、申込者の年齢記載欄を設けたうえで、その近接する場所に「20歳未満の飲酒は法律で禁止されている」又は「20歳未満に対しては酒類を販売しない」旨（申込書等）（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
 - ハ、「20歳未満の飲酒は法律で禁止されている」旨（納品書等）（インターネット等による通知を含む）
- ニ、上記イからハについて、10ポイントの活字（インターネット等による場合には、酒類の価格表示に使用している文字）以上の大きさの統一のとれた日本語で明瞭に表示していること。

以上